



消費生活 サポーター通信

令和4年度第2号

今月のテーマ

5月は消費者月間

新成人のみなさん、契約は慎重に

事例

一度だけじゃ効果ない！
50万円コースがお勧め！



・エステの無料体験に行ったところ、「一度だけでは効果が無い」と**50万円のコース**をしつこく勧められ、断り切れず契約してしまった。



・今**18歳**でアルバイトをしているが、高額過ぎて後悔している。契約を取り消したい。

アドバイス

今年4月1日から**成年年齢は18歳**になりました。

大人になると**契約を守る義務**が生じ、**未成年者取消権**は使えません。
強く勧められても不要な契約はきっぱり断りましょう。

ただし未成年者取消権が
使えなくても…



契約内容によっては、**クーリング・オフ**や**消費者契約法による取消**などが
できる場合があります。

困ったなと思ったら、**一人で悩まず早めに消費生活センターに相談**しましょう！



【未成年者取消権】
未成年者が保護者の
同意のない契約を取り
消すことができる権利。



5月は消費者月間 今年のテーマは
「**考えよう！大人になるとできること、
気を付けること～18歳から大人に～**」

成年年齢が引き下げられ、18歳、19歳の皆さんは
自分の意志で契約ができるようになりました。

契約ができるということは**自分の行動で社会に影響を与えることができる**ということです。
「自分で考える消費者」として、「これは環境にいいのか？」「社会にいい影響をあたえる
のか？」を考え、モノやサービスを選択し、行動してみましょう。

【消費者月間】
消費者、事業者、行政が一
体となって、消費者問題に
関する教育・啓発などの事
業を集中的に行う月間です。



消費者庁ウェブサイト「令和4年度消費者月間」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/gekkan/2022/

◆ご相談は…

消費者ホットライン 局番なし

いやや
188



(お近くの消費生活センターにつながります)

令和4年5月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時～17時30分 土・日・祝日10時～16時 ※年末年始休)

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む



または

LINEの「友だち追加」から
「@638mbqrq」をID検索する